

養護老人ホーム東総園運営規程

平成28年4月1日

目次

- 第1章 施設の目的及び運営の方針（第1条―第3条）
- 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容（第4条）
- 第3章 入所者、入所手続及び主な内容と入所定員（第5条―第11条）
- 第4章 入所者の処遇の内容（第12条―第19条）
- 第5章 施設の利用に当たっての留意事項（第20条―第24条）
- 第6章 非常災害対策（第25条）
- 第7章 その他施設の運営に関する重要事項（第26条―第36条）

附則

第1章 施設の目的及び運営の方針

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第15条に規定する養護老人ホーム東総園（以下「施設」という。）が行う老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第66号）に定めるもののほか、運営に関する事項を定め、事業の適正運営を図るものとする。

（施設の目的）

第2条 施設は、環境上及び経済的な事情により、居宅での自立生活が困難な者を市町村の委託により養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために保健医療の向上及び福祉の増進を図り、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 施設の運営方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 処遇計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、必要な援助及び訓練、健康管理を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- （2） 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
- （3） 明るく家庭的な雰囲気のもと地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設並び

に保健医療サービス及び福祉サービス提供者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長1人 常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師2人(非常勤) 入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員1人 入所者の生活相談、処遇の企画及び実施等を行う。
- (4) 支援員3人以上 入所者が自立した日常生活を営めるよう支援する。
- (5) 看護職員1人以上 入所者の保健衛生及び看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士1人 食事の献立作成、栄養計算及び利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 事務職員1人 必要な事務を行う。

第3章 入所者、入所手続及び主な内容と入所定員

(入所者)

第5条 施設の入所者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 法第11条第1項第1号の規定により措置を必要とする者
- (2) 感染症疾患を有しない者及び身体又は精神に著しい障害がない者
- (3) 疾病のため入院又は常時治療を必要としない者

(入所手続)

第6条 施設に入所しようとする者は、措置の実施機関を経て入所委託書を施設長に提出し、許可を受けなければならない。

2 施設に入所しようとする者は、入所委託書の提出に当たり、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 老人保護措置台帳
- (2) 戸籍謄本
- (3) 健康診断書

(入所受託通知)

第7条 施設長は、前条の規定により入所を受託したときは、市町村に通知するものとする。

(入所者の携行品)

第8条 施設に入所する者は、次の各号に掲げる物品等を携行の上、入所を開始するものとする。

- (1) 転出証明書
- (2) 身元引受書
- (3) 衣類、身の回り品その他日用品
- (4) 預かり金品管理依頼書

(退所)

第9条 施設長は、入所者が退所を申し出た場合において、必要事項を調査し適当と認めたときは、その旨を市町村へ報告して、市町村の判断に基づき措置の解除を行うものとする。

2 施設長は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 第5条に規定する入所資格を失った場合
- (2) 第24条の規定を遵守せず秩序を乱す場合

(入所定員)

第10条 施設の入所定員は、50人とする。

(定員の厳守)

第11条 施設長は、災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて施設を利用させてはならない。

第4章 入所者の処遇の内容

(処遇の方針)

第12条 施設は、入所者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 職員は、処遇するに当たり、入所者又は家族に対して、必要事項をわかりやすく説明するものとする。

4 職員は、入所者本人又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため緊急やむ

を得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 職員は、緊急やむを得ず身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにそのやむを得ない理由を記録しなければならない。

6 施設は、サービス内容の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
(処遇計画の作成)

第13条 施設は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 処遇計画の作成を担当する生活相談員は、入所者の能力及び置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握するものとする。

3 生活相談員は、入所者及び家族の希望並びに把握した課題に基づき、他の職員と協議の上、処遇計画の原案を作成するものとする。この場合において、原案には、処遇の目標及び達成時期、処遇の内容並びに処遇の上で留意すべき事項等を記載するものとする。

4 生活相談員は処遇計画の原案について入所者に説明し、同意を得なければならない。

5 生活相談員は、処遇計画の作成後においても他の職員との連絡を継続的に行い、処遇計画の実施状況を把握するものとし、必要に応じて処遇計画の変更を行うものとする。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行い、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

2 食事の時間は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 朝食 午前8時

(2) 昼食 午後0時

(3) 夕食 午後6時

(相談及び援助)

第15条 施設は、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、

必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になつた場合には、その心身の状況、置かれている環境に等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第16条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行することができる。

- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するものとする。

（機能訓練）

第17条 施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行うものとする。

（健康管理）

第18条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第19条 入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、又は3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう努めるものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第20条 入所者は、職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

（外出及び外泊）

第21条 入所者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続により施設に届け出なければならない。

(健康保持)

第22条 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第23条 入所者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

(禁止行為)

第24条 入所者は、施設内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教及び信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成し、非常災害に備え、少なくとも4か月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第26条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 施設は、施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を定期的に設けるものとする。

(衛生管理等)

第27条 施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(協力病院)

第28条 施設は、入院治療を必要とする入所者のため、総合病院国保旭中央病院を協力病院に定める。

(掲示)

第29条 施設は、施設内の見やすい場所に、この規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、その他のサービスの選定に資する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持等)

第30条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報及び秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、退職者等が正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報及び秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情処理)

第32条 施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、生活相談員が必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出及び提示を求め、又は市町村職員からの質問及び照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力するものとし、市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

3 施設は、処遇に関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第33条 施設は、その運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとし、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(記録及び整理)

第35条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 施設は、入所者に対する処遇の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。